

○資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

令和8年9月29日市長決裁

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札（随意契約による見積合せを含む。）への参加については、下記のとおり取り扱う。

1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む。2(3)において同じ。）にあってはその構成員）の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者の関係が2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、4のとおり取り扱うものとする。

2 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）との関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ)会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。

(ウ)会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ)組合の理事

(オ)その他業務を執行するものであつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 公告等への記載

基準に該当する者は同一入札に参加することができない旨を、入札公告又は指名競争入札通知書に記載することとし、入札参加条件として明示する。

4 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者から入札参加申込（資格確認申請を含む。）があつた場合は、その全者の入札参加を認めない。

また、入札参加資格者の事後審査において、基準に該当する事実が判明した場合は、入札参加条件に違反した入札として、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札参加資格の基本事項の確認を受けた後に基準に該当する事実が生じた場合において、入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとする。

5 基準該当の確認等

花巻市営建設工事請負契約競争入札、花巻市営建設関連業務委託契約競争入札又は花巻市物品購入等競争入札の参加資格審査申請時に、「資本関係・人的関係に関する届出書」の提出を求める。届出書の提出後に資本関係や人的関係に変更が生じた場合は、変更の事実が発生した日から 2 週間以内に「資本関係・人的関係に関する変更届出書」を提出しなければならない。

なお、外部からの情報等により疑義が生じた場合は、対象業者に対して適切な資料の提出を求め事実確認を行うものとする。届出書類への虚偽記載や重要な事実の記載を怠ったと認められる場合には、入札参加資格を認めないほか、資格の取消し又は指名停止等の措置を講じることがある。

6 留意事項

入札参加者の関係が基準に該当する場合で、本件取扱いを遵守する目的で入札に参加する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争入札参加者心得第 11 条の 2 の規定に抵触するものではない。

7 随意契約による場合の取扱い

随意契約による場合は、入札の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号に掲げる資格者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。
 - (1) 花巻市物品購入等入札参加資格者 令和 9 年 4 月 1 日
 - (2) 花巻市営建設工事請負資格者及び花巻市営建設関連業務委託資格者 令和 9 年 7 月 1 日
- 3 第 5 の規定は、令和 8 年 1 月 2 日以降に花巻市営建設工事請負契約競争入札、花巻市営建設関連業務委託契約競争入札又は花巻市物品購入等競争入札の参加資格審査の申請若しくは更新をする者について適用する。

資本関係・人的関係に関する（変更）届出書

年 月 日

花 巻 市 長 様

住 所

商号・名称

代表者職氏名

当社と他の花巻市の入札参加資格登録者との資本関係及び人的関係について、下記のとおり届け出ます。

記

1 資本関係又は人的関係の有無 あり ・ なし （どちらかに○印）

2 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	所在地

(2) 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等の関係にある他の入札参加資格者

商号又は名称	所在地

(3) (1)に記載した親会社等の子会社である他の入札参加資格者

商号又は名称	所在地

3 人的関係に関する事項

(1) 役員の兼任の状況

当社の役員		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

4 その他入札の適正さが阻害されると認められる事項

(1) 組合と組合員の関係にある法人または個人

商号又は名称	所在地

留意事項

- 1 この届出は、資本関係・人的関係の有無に関わらず、すべての申請者が提出すること。
- 2 1で「なし」に○印を記入した場合、2以降の欄への記入は不要とする。
- 3 記入欄が足りない場合は、適宜記入欄を追加すること。
- 4 記載内容が事実と相違することが明らかとなった場合には、入札参加資格制限及び指名停止基準に基づき、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 5 記載内容に変更があった場合には、速やかに変更届を提出すること。